

中空知広域水道企業団水道料金関連料金表

※水道料金については、消費税等率増税に伴う料金改定はしません。実質2%の値下げになります。(令和元年10月～)

令和元年10月1日

水道料金(税込)

用途	基本料金(1月につき)		超過料金(1m ³ につき)
	水量	料金	
家事用	7m ³ まで	1,460 円	236 円
業務用	15m ³ まで	3,672 円	16~900m ³ まで 277 円
			900m ³ 超 236 円
浴場用	100m ³ まで	9,791 円	113 円
臨時用	10m ³ まで	6,119 円	555 円

水道福祉料金(税込)

地区名	基本料金(1月につき)		超過料金(1m ³ につき)
	水量	料金	
滝川	7m ³ まで	694 円	226 円
砂川	5m ³ まで	765 円	162 円
歌志内	7m ³ まで	1,110 円	236 円
奈井江	7m ³ まで	1,244 円	236 円

※砂川地区福祉料金は計算後、10円未満の端数を切り捨てた金額となります。

滝川市下水道使用料(税込)

用途	基本料金(1月につき)		超過料金(1m ³ につき)
	水量	料金	
家事用	7m ³ まで	1,389.3 円	211.2 円
福祉用	7m ³ まで	781 円	211.2 円
業務用	15m ³ まで	3,366 円	267.3 円
浴場用	100m ³ まで	2,948 円	36.3 円
臨時用	10m ³ まで	4,474.8 円	447.7 円

※ディスポーザー使用料は550円で下水道使用料に含めて請求します。

※料金は計算後、1円未満の端数を切り捨てた金額となります。

【経過措置について】

水道料金関連料金については、消費税等率の改正の経過措置が適用となります。そのため、令和元年9月30日以前から継続して使用している場合は、令和元年10月31日までに確定となる水道料金関連料金は8%の消費税等率が適用となります。また、令和元年10月1日以降に新たに開栓(新たに契約を開始した場合のほか、水道供給区域内の滝川市、砂川市、歌志内市及び奈井江町の各市町間、市町内で転居した場合を含みます。)をした場合は経過措置の対象にはなりませんので、消費税等率は10%となります。

滝川市下水道使用料については、令和元年10月1日より変更となります。新料金の適用は令和元年11月検針分(12月請求分)からとなり、令和元年10月検針分(11月請求分)は旧料金の適用となります。ただし、令和元年10月1日以降に使用を開始した場合は、令和元年10月検針分(11月請求分)から新料金の適用となります。

砂川市下水道使用料(税込)

用途	基本料金(1月につき)		超過料金(1m ³ につき)
	水量	料金	
一般用	第1種	5m ³ まで 712 円	167 円
	第2種	7m ³ まで 1,571 円	8~20m ³ 246 円 21~50m ³ 277 円 51m ³ ~ 324 円
浴場用	100m ³ まで	2,304 円	32 円

※一般用第1種料金が福祉料金となります。

※ディスポーザー使用料は523円で下水道使用料に含めて請求します。

※料金は計算後、10円未満の端数を切り捨てた金額となります。

歌志内市下水道使用料(税込)

用途	基本料金(1月につき)		超過料金(1m ³ につき)
	水量	料金	
家事用	福祉	7m ³ まで 1,183.6 円	240.9 円
	一般	8m ³ まで 1,906.3 円	240.9 円
業務用	16m ³ まで	3,886.3 円	256.3 円
浴場用	60m ³ まで	5,394.4 円	88 円

※料金は計算後、1円未満の端数を切り捨てた金額となります。

奈井江町下水道使用料(税込)

用途	基本料金(1月につき)		超過料金(1m ³ につき)
	水量	料金	
家庭用	7m ³ まで	1,430 円	198 円
福祉用	7m ³ まで	1,210 円	198 円
業務用	20m ³ まで	4,686 円	264 円
浴場用	100m ³ まで	14,443 円	176 円
臨時業務用	10m ³ まで	7,403 円	924 円

※ディスポーザー使用料は550円で下水道使用料に含めて請求します。